

募集要項に対する質問への回答

No.	ページ・項	タイトル	質問	回答
1	P2 2-1-イ-ウ	東京圏からの移住者について	前橋市にて移住促進のための専門窓口を用意しているのでしょうか。 また「前橋への移住者が何を求めているか」等の資料を提供していただけないでしょうか。	現在、移住促進については政策推進課で対応しています。また、2015年7月から移住コンシェルジュの取り組みを開始しています。 前橋市への移住ニーズについては、「前橋版CCRC構想に係る基礎調査業務」においてアンケートを実施しているので、参考にしてください。
2	P3 2-1-ウ	事業方式	「市との連携事業や地域再生法に基づく運営推進法人の指定等による交付金導入については別途協議」とありますが、提案段階ではどのように考えれば宜しいでしょうか。連携できる事業の詳細及び導入できる交付金のメニュー、運営推進法人の指定を受けるに当たっての要件等をお教え下さい。	今回の事業者公募での提案を受け、今後、地域再生計画を策定し、国の支援を要請して参ります。想定する交付金のひとつに地方創生推進交付金がありますが、まち・ひと・しごと創生本部HPにこれまでの交付状況が掲載されていますので、参考にしてください。また、運営推進法人の指定にあたっては、地域再生法第19条、第20条に加え、「『生涯活躍のまち』構想の手引き（第3版）」に運営推進機能を担う事業主体の役割等が記載されておりますので、参考にしてください。
3	P3 2-1-オ	供用開始から20年間の履行義務期間について	提案事業の履行義務を違反した場合、どのような罰則がありますか。 買戻特約のようなものを検討されています	履行義務の違反によって本市もしくは他の主体に損害が発生した場合に、損害賠償請求を行う可能性があります。

4	P4 2-1-オ	土地売買契約以降の公租公課について	平成30年3月予定の土地売買契約以降、既存施設の土壤汚染調査及び解体工事期間中の固定資産税・都市計画税は事業者負担でしょうか。	土壤汚染調査は日赤において実施予定です。土地引渡し後の固定資産税・都市計画税は事業者負担を原則とします。
5	P5 2-2-ア	既存施設の基礎部分について	既存施設の基礎部分で地下のある場所の面積と深さ、またボーリング調査の資料を提供していただけないでしょうか。	ご提供できる資料について前橋赤十字病院様と協議し、後ほどご連絡いたします。質問書を提出した方以外で、資料が必要な方は、前橋市役所政策推進課へご連絡ください。
6	P5 2-2-ア	既存施設のライフラインの引き込みについて	既存施設のライフライン引き込み箇所の位置・深さ・径・容量等の資料を提供していただけないでしょうか。	ご提供できる資料について前橋赤十字病院様と協議し、後ほどご連絡いたします。質問書を提出した方以外で、資料が必要な方は、前橋市役所政策推進課へご連絡ください。
7	P5 2-2-ア	前橋市立地適正化計画について	前橋市立地適正化計画について、現時点で想定される支援制度はどのようなものがありますか。	本市では立地適正化計画の策定に向けて取り組んでおり、この計画を策定することで活用できる都市再構築戦略事業などの支援制度が創設されました。こちらの制度を活用するには、支援制度の諸条件を満たすことが必要となります。 制度の詳細につきましては、以下の国土交通省のホームページを参考にしてください。 http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html

8	P6 2-3-ア	土地の購入条件	<p>「構成員が各敷地を購入することを認める」とありますが、居住機能スペースの活用方法として、安心して快適に生活できる居住環境の構築に分譲住宅が適していると判断される場合、企業グループの構成員以外の第三者に売却することは可能でしょうか。</p>	<p>提案者が購入後に分譲住宅を整備した場合の入居者への売却は可とします。入居者でない第三者に売却する場合は、事前に市の書面による承諾を得ることとし、当該第三者に対して、事業期間が満了するまで提案事業の履行を義務付けるものとします（募集要項 P 3 2 (1) オ事業期間に記載）。</p>
9	P7 3-1-ア-オ	応募者の構成等	<p>「応募者を構成する法人の変更は、原則認めない」とありますが、今後計画を進めていく上で提案書提出の段階で全てを確定することは困難であると考えます。どのように考えれば宜しいでしょうか。</p>	<p>運営推進事業者、居住機能提供事業者、医療介護機能提供事業者、その他機能提供事業者について、提案時点でそれぞれを提供する1法人以上を含む提案を基本とし、その後の市との協議を通じて、法人を追加することは認めるものとします。提案時に記載した法人がグループから脱退もしくは変更するケースについては、同等以上の機能を提供できるか都度協議の上、判断するものと致します。</p>
10	P11 4-2-工	代表事業者からの参加表明書の受付	<p>運営推進事業者を希望しています。代表事業者と企業グループを組成した上で、参加表明書を提出する必要がありますか。</p>	<p>参加表明書（様式1号、1-1号、1-2号、1-3号）は、応募者（企業グループ）の中から代表事業者を定め、代表事業者が提出してください。</p> <p>なお、参加表明書は、運営推進事業者を含め、応募者を構成する全ての事業者について、必要事項を記載して頂く必要があります。</p> <p>各様式の備考欄をご参照ください。</p>

11	P12 4-2-オ	参加希望者からの参加希望書の受付及び参加希望書リストの配布	運営推進事業者を希望しています。参加希望書を提出すればよろしいですか。	運営推進事業者は、参加希望書（様式2号、2-1号、2-2号、2-3号）の提出はできません。ただし、医療介護機能提供事業者もしくはその他機能提供事業者が、運営推進機能の一部を企業グループの他の法人から受託することは可能ですので、これらの機能提供事業者として参加を希望する場合は、参加希望書（様式2号、2-1号、2-2号、2-3号）を提出してください。
12	P18 6-1	指定申請に関する事項	「市及び日赤は、本事業の遂行に必要な契約」とありますが、本契約は三者間の契約となりますか。また、契約の種類及び契約数をお教え下さい。	土地売却にあたっては日赤と事業者間での契約を想定しています。このほか、契約に至るまでの間、優先交渉者と市・日赤との間で協定書を締結していただく予定です。
13	P18 6-1	指定申請に関する事項	「市は、事業予定者を地域再生法 第19条1項に規定する地域再生推進法人として指定することを予定」とありますが、指定に当たっての具体的なメリットをお教え下さい。	今後、地域再生計画の認定を受けた場合に、これに記載されている業務（生涯活躍のまち形成事業に関するもの）を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案が可能です。当該計画を策定することで、市や事業者の役割を明確化できるほか、一定の規制緩和（「『生涯活躍のまち』構想の手引き（第3版）」をご参照ください）を受けることが可能となります。

14	P18 6-1	地域再生推進法人の指定について	<p>地域再生推進法人の指定を受けるにあたり事業予定者が民間企業の場合、参加する企業グループにて新しい法人を立ち上げる必要がありますか。</p> <p>また、その法人の設立にはどのような要件がありますか。</p>	<p>法人の要件については、地域再生法第19条、第20条に加え、「『生涯活躍のまち』構想の手引き（第3版）」に運営推進機能を担う事業主体の役割等が記載されておりますので、参考にしてください。</p>
15	P19 7-2-ア	進行管理	<p>「契約者は、事業計画に規定する方法に従い」とありますが、「事業計画」とは何を指しますか。提案書の中に業務報告の方法及び財務状況の報告についての報告方法等を記載する必要があるのでしょうか。</p>	<p>本募集において市に提出する提案書、及びこれを元に土地の売買契約に向けた協議を通じて具体化するものを事業計画とします。提案書様式4号の事業の実施方針において、業務の実施状況・財務状況の報告も記載してください。</p>